

生活福祉保健委員会－４月１９日

○質疑（辻委員） 先ほどの社会福祉法人の所在不明金についての説明があったわけですが、幾つか質問をさせていただきたい。今回、不明金が発覚したということなんですけれども、説明受けましたら、社会福祉法人が残高証明の提出の求めを拒否して、県の指導にも従わないで、前理事長の専横的な運営も許していたと、そういう部分に原因があるように受けとめているんですけれども、なぜ、毎回求めてきた残高証明の提出の拒否を県は許してきたのかという点が理解できないんですけれども、この点はいかがですか。

○答弁（福祉指導室長） 毎年監査は実施をしております。その都度、残高証明等を求めておたわけですが、これは理事長が管理をしておるのでお渡しできないということの繰り返しでまいりました。より踏み込んだ指導を、それではなぜしなかったのかということですが、これにつきましては、踏み込んだ指導といえれば次は改善命令、そしてその次は業務停止命令、もしくは役員退職勧告、そして解散命令、こういったところになっていくわけですが、その中で指導監査では、入所者の処遇面につきましては、特に問題は余りなかったこと、また、より強い指導を行うためには処分のための明確な根拠、これが必要とされること、また、改善命令等の厳しい処分等を行った場合は、より上位の処分のようなことが考えられます。そうしたときに、その入所者やその家族への影響を考える、そういったような面がございまして、その残高証明の提出拒否、これを理由としての次のステップに至らなかったというところがございます。これにつきましては先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、私どもの指導監査、結果的に不十分な面があったというように反省をいたしております。以上です。

○質疑（辻委員） 指導監査が不徹底だということで事済ませるような事態かなということは、これ書類を見ても明らかなんですよね。それで、理事会の形骸化、それから幹事による監査もなしで法人運営がなされていたと、それ自体、放置してきたという、これもどう理由でこういう放置が長きにわたって行われたのか、同じようなことですか。

○答弁（福祉指導室長） 当該法人への指導監査は開設の61年からやってきたわけですが、指導監査の中では先ほどのように、いわゆる理事会の形骸化ということですが、この内容といたしましては、理事会そのものがほとんど開かれていないと、15年度になっては改善をされてきておりますが、開かれていない。そして、幹事による監査、これも受けていないと、そういった状況がございましたので、理事会については、理事会審議が不十分、そして、回数をふやして必要な審議をすることという指導をしておりました。そして、幹事ですが、これは幹事監査を実施して理事会に報告しないさいということとその都度指導をしてきたということですが、それ以上のことをしなかったという理由といたしますのは、先ほど申し上げ

げましたもの等によるものでございます。

○質疑（辻委員） 前理事長の専横的な運営というんですかね、独裁的な運営ですよ、これは。そういう事態が行われてきたという、いつごろ県としてはつかんでおられたんでしょうか。

○答弁（福祉指導室長） 指導監査等での今までの指導の項目を見ますと、いわゆる開設当初からということでございます。

○質疑（辻委員） そうするとね、その前に文書指摘、文書による指摘はどのぐらい出していますか。

○答弁（福祉指導室長） 文書による指摘でございますが、これは今の理事会審議等につきましては61年からでございます。

○質疑（辻委員） 昭和61年といたしましたら18年間ですよ。これはね、開所以来、理事会も開かれずに運営されてきたと。それから、残高証明についても提出を拒んできたという事態を放棄、放任してきたといいますかね、放置してきたという県のやっぱり指導責任は、私は問われると思いますね。常習犯ですよ。常習犯に対してですよ、先ほどの話でいくと、改善命令も出せずに、入所者を配慮したと言うんですけれども、なぜそうなのかというのがわからないんです。

○答弁（福祉指導室長） 理事長の専横的な運営面というところから見てみました場合に、その運営の仕方等が専横的ということですから、改めさせるにはどうするかということでございます。その指導をしても改めないということになれば、今度は理事長にやめてもらうという話になってくるわけでございますが、その理事長をやめさせるということにつきましては、今の法律では、本人が辞任をするというのが1つでございます。そして、あとは理事の解任勧告というのがございます。その解任勧告をやりましても、それに従わないということになれば、あとはその理事をやめさせる手段としては、もう法人の解散命令、この手だてになってくるということでございます。そういった状況をひとつおいて、片や、今度は入所者等の面に目を当ててみますと、いわゆる入所者の処遇については特に問題がないということ、施設の職員も運営に一生懸命やっておるという状況があること、そういった中で施設を廃止し、解散まで持っていくというところがございます。そこらあたりで県としても慎重にならざるを得なかったという面がございます。これは今となつては監査の部分不十分と、そういったようなことになるかとも思いますが、状況としては以上のようなことでございます。

○質疑（辻委員） 先々の、改善命令からその先、解散までということ想定して考えた場合に、なかなかその手段がとれなかったというような答弁だったと思いますけれども、最近、明らかになる前に、既に因島のタイクエン松信会の問題が出て、指導監査のあり方も広島県は問われて、監査マニュアルも強化するという経過がございましたですね。そのときでも同時並行的にこの問題は隠されて、県の改善命令までも出せずにいったというところに、県の指導監査のあり方の根本的な姿勢を改めて問

われていると思っていますよ。その点はやはりしっかり受けとめて、今後に生かしていくといえますか、していかなければ、また同じような事態が起き得る問題だというふうに私は思っているわけなんです。

そこで、不明金のこれからの調査、回収ですけれども、これはどういうふうに今後進めていこうとお考えですか。

○答弁（福祉指導室長） 不明金の回収等でございますが、この不明金につきましては、本来、法人が所有をしておくべきもの、これが行方不明となっておるわけでございますが、今度の改善命令の中でそういったところの、何でこうなったのかということについて法人側としての調査、そしてその結果、その原因者とか関係者、そこらあたりが明らかになれば、そういったところへの回収方法、これ等について指導してまいりたいとかように思っております。

○質疑（辻委員） 当然これは調査の結果を受けてだと思えますけれども、当時の理事者ですよね。理事者にもこの不明金についての損害支払えということについての賠償責任は当然あると思うんですけれども、その辺にまで求めていくような指導ということは県としてもお考えですか。

○答弁（福祉指導室長） 理事運営にかかわる理事については、いわゆるその法人の運営についてのそういった責任といったようなものは当然かかわってくるものとかように思っております。ですから、いわゆるその理事についても道義的責任があると。そこらあたりについて法人もそういった検討し、また、請求等について取り組むように指導してまいりたいとかように思います。

○質疑（辻委員） 不明金については前理事長のこの問題にかかわる調査、それと個人的にかかわっての調査を進めないといけない問題があると思えますけれども、やはりそういう独断を許し、専横的な運営を理事会が許してきたというよりも、理事会そのものがもう形ばかりで存在しなかったと言えるような状態が開所以来ずっと続けられてきたということから考えましたら、不明金の解明も相当困難を究めると思えますけれども、どの範囲までこれは調査を進めていこうということで県の方も指導がされるんですか。

○答弁（福祉指導室長） これは今後改善命令を出しますまで、法人の調査結果等を踏まえて今後考えてまいりたいとかように思います。

○質疑（辻委員） 調査結果を踏まえて進めていくということでもありますけども、この松信会の決算状況を昭和61年から平成12年まで見せていただきましたけども、剰余金が多いときで7,500万円からあると。大体収入額の5割、そして大体、通例で4割台の剰余金を残すというような運営がされてきたんですけども、こういう剰余金のあり方そのものが、果たしてその園の介護サービスが十分成し得ていたということ、逆にかなり介護サービスそのものにしわ寄せがいつておったというようなこと改めて私は感じるんですけども、その点のサービス提供の問題では全然支障はなかったのかということですけど、これはどうですか。

○答弁（高齢者福祉室長） 松信園で多額の繰越金が出ておるといふ御指摘でございますが、それぞれの老人ホーム、指定介護老人福祉施設においては開所の年代であるとか職員構成であるとか、さまざまな構成要素によって繰越金には大小がございます。ただ、松信園では、運営全般にわたって切り詰められた運営が行われていたのではないかというふうに推定はされております。県といたしましても、指導監査において、国が定めた職員体制であるとか、食事とか介護の状況とか、このあたりにつきましても、現実に監査を行っておりますが、例えば処遇でしたら完全看護というわけにはいかないんですけども、具体的に言いますと、浴槽に手すりがないので改善するとか、浴室にカーテンがないとかいろいろ指摘がございましたが、それぞれその都度改善がなされ、おおむね処遇については適当ではないかというふうに県としては判断していたという実態がございます。

○質疑（辻委員） 指導監査の過程でこれだけのたくさんの剰余金が出るということで、サービスはどうなんかにということでの対応ができておったということでしょうけども、やはりその剰余金はさらに次年度のサービスに提供して、入所者の介護サービスを向上させていくというようなことでこれは使われていくべき金額ですよ。しかも税金ですよ。それを残していつて、何か企業経営の利益を上げるようなやり方をやるような運営をされているということは、この園の運営そのものが本当に問題があったというふうに思うんですけども、それがなかなか指摘できなかった。通常、指導監査が入るにしても、特養にしても、あるいは老健にしても、職員の皆さん、相当資料の整理に時間も費やして対応するということが対応されているんですよ。にもかかわらず、ここだけ甘く見過ごしていったと、何か強い者にくじかれて、弱い者にネジを巻くというようなね、そういう思いを何かするんですよ。そういう県の姿勢の何かふがいなさといいますかね、やり方にこの問題では憤りを感じるんですけども、この前理事長は何か経歴的にいうと、何か社会的にいろんな団体の運動もされているような方だったように聞いておりますけども、どういう経歴をお持ちの方ですか。わかっておれば。

○答弁（福祉指導室長） 今、理事長の経歴というお尋ねでございましたが、これは個人情報等にかかわるものでございますし、また、私どもには社会福祉法人の分についてはかかわりがないということで、発言を差し控えさせていただきたいと思いません。

○質疑（辻委員） そうすると監査の過程でいろんな圧力等、そういったものが全然なかったということは確認していいんですか。

○答弁（福祉指導室長） ございません。

○質疑（辻委員） そうすると、県の方も監査の体制、それから監査に対する姿勢、そのものが全く機能を果たすような状況じゃなかったというようなことで、この監査指導そのものに大きな問題がやはりあったという点での県としてのこの問題でも先ほど来の説明のとおりですか。

- 答弁（福祉指導室長） 同じ答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、毎年指導監査をやっておりましたが、踏み込んだ指導ができなかった。これは理由は先ほど御説明をさせていただきました。この点について県の指導監査に不十分な面があったということでございます。
- 質疑（辻委員） 部長、いかがですか、この問題についてあなたの受けとめと、今後の対応についての決意も含めて答弁願いたいと思います。
- 答弁（福祉保健部長） 今回の事案は、社会福祉法人という大変公共性の高い機関において発生した問題、また、結果として県が対応に不十分な点があったということでこのような結果になったものと考えておりました、大変申しわけないな、事態だなというふうに考えております。今回の事案は先ほど来、委員から御質問ございましたとおり、当該法人が抱える問題、すなわち理事会や幹事のそういうものが十分な機能を果たしていないという問題と同時に、県がどうやって指導監査体制を確立していくのかという2つの問題点が明らかになった、反省すべき点、教訓として反省すべきだというふうに考えております。そのような意味で、今回の当該事案を徹底的に対処するとともに、将来的に指導監査体制のあり方を見直し、その強化を図り、県民の信頼回復に向けて努力していきたいとかように思っております。
- 要望（辻委員） 今回の問題、これからさらに調査も進めるとは思いますけれども、やはり県のより踏み込んだ監査ができるように、しかも毅然とした態度で対応できるようなそういう体制をつくって、事案が起きないことを求めまして終わります。